

(別表1)

### 事業継続力強化支援計画

#### 事業継続力強化支援事業の目標

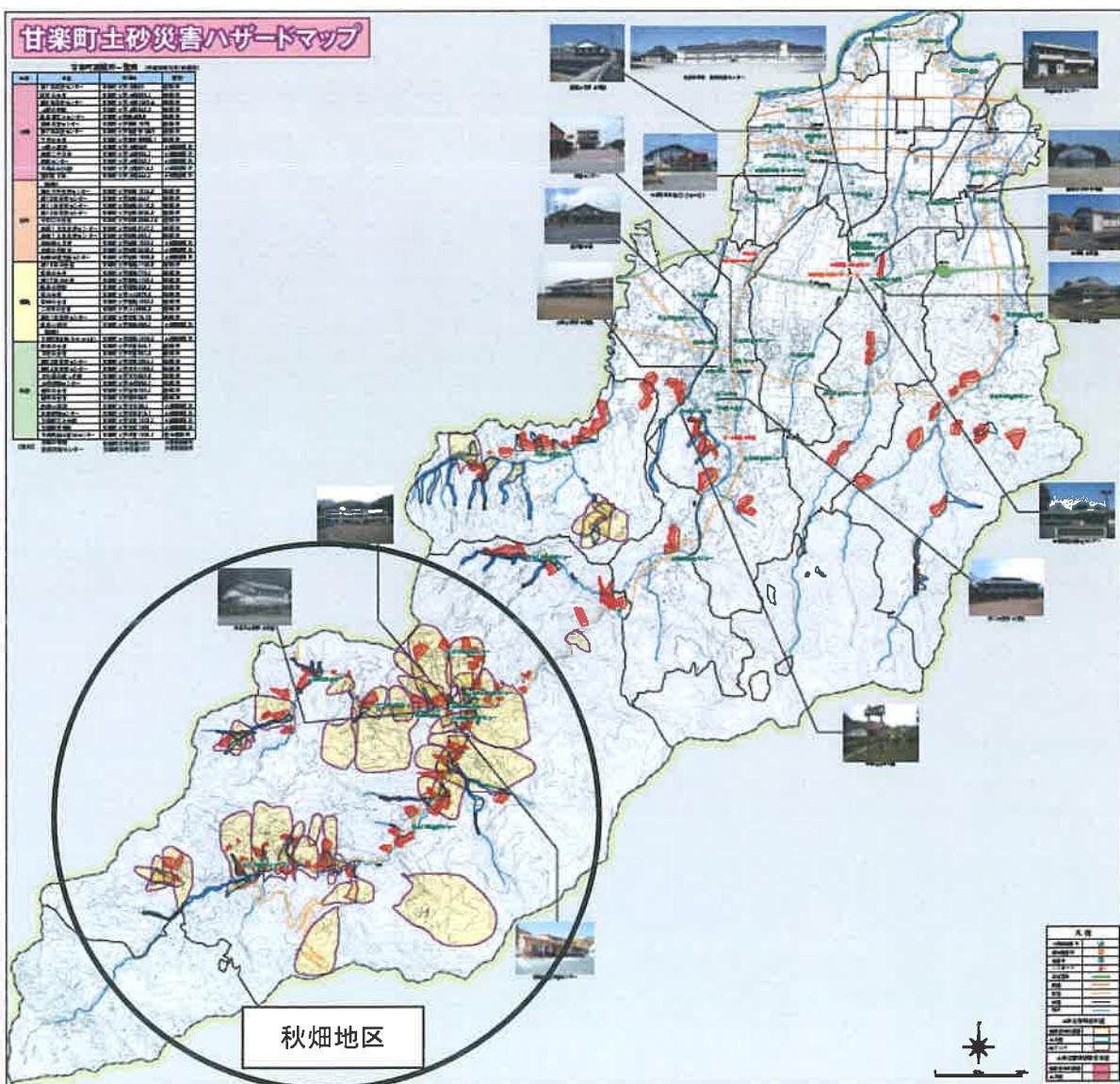
##### I 現状

###### (1) 地域の災害リスク

###### 【土砂災害：甘楽町土砂災害ハザードマップ】

甘楽町の土砂災害ハザードマップによると、甘楽町南部に位置する「秋畑地区」においては、広範囲にわたって土砂災害警戒区域に指定されている。

その他地区においても、特に危険性が高いとされる土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が点在している。これらの警戒区域には、当地の基幹産業ともいえる製造業者が集積するエリアが存在することもあって、土砂災害が起これば大きな被害が想定される。



### (近年の被害状況)

- 令和 1 年 10 月 台風 19 号（令和元年東日本大震災台風）被害

#### 被害状況

- 避難所への避難者 1029 人
- 住宅被害：一部損壊 3 棟・床上浸水 2 棟
- 道路 19 箇所・橋梁 1 箇所・河川 1 箇所 公園 1 箇所・林道 14 箇所  
農業施設ほか 26 箇所・水道施設 9 箇所・県管理道路・河川 52 箇所
- 停電：秋畠地区 300 戸、天引・白倉地区 100 戸
- 秋畠那須地区 電話不通（含携帯電話）

県道富岡神流線 戦場付近



復旧前



復旧作業中

#### 【地震：地震ハザードステーション（J-SHIS）】

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 5 強以上の地震が今後 30 年間で 33%～54% 程度の確率で発生すると予想されている。

#### 【洪水：重ねるハザードマップ・群馬県洪水ハザードマップ】

重ねるハザードマップおよび群馬県洪水ハザードマップによると、当会地域においては、浸水の危険性は指摘されておらず、今後も洪水被害の発生は少ないと想定される。

#### 【その他】

当町は内陸性気候であるが比較的温暖で、雪の災害は少ないと考えられているが、降ひょうや大雪が甚大な被害をもたらすことがある。平成 8 年 7 月の降ひょうではコンニャク、キウイフルーツ、キュウリ、リンゴ、トウモロコシ等被害面積は 290 ha となり被害金額は 349,720 千円におよんだ。また、平成 26 年 2 月の大雪被害では、本町の最深積雪は 80 cm に到達し、軽傷者 2 名、住宅一部損壊 111 棟、その他工場、倉庫、物置、車庫、カーポート等損壊多数による被害総額は 251,513 千円におよんだ。

#### 【感染症】

新型インフルエンザは、2009 年の大流行以前にも 1968 年の香港かぜ、1957 年のアジアかぜ、1918 年のスペインかぜといのように、一定の周期で流行を繰り返している。また、新型コロナウイルスのように、有効な対処方法が存在しない感染症が全国で流行した場合、当町において多くの住民の生命及び健康に重大な影響を与えるほか、事業所の事業継続にも影響を及ぼすことが想定される。

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 699人
- ・小規模事業者数 534人

(H28 経済センサス活動調査による)

### 【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	129	111	地域内に広く分布している
	製造業	210	132	地域内に広く分布している
	卸売業	23	21	地域内に広く分布している
	小売業	89	72	地域内に広く分布している
	飲食・宿泊業	39	33	地域内に広く分布している
	サービス業	108	100	地域内に広く分布している
	その他	101	65	地域内に広く分布している

## (3) これまでの取組

### 1) 甘楽町の取組

- ・甘楽町地域防災計画の策定
- ・甘楽町業務継続計画（BCP）の策定
- ・防災対策の拠点である甘楽町防災交流センターを設置し、防災情報の発信、防災用資器材等の備蓄及び保管などを実施

### 2) 甘楽町商工会の取組

- ・事業継続計画（BCP）の策定
- ・自然災害発生時に会員被災情報の収集
- ・事業継続力強化計画に関する国の政策の周知
- ・事業継続力強化計画策定のための個社支援
- ・当会員向け保険制度の周知と加入促進

## II 課題

現状では、自然災害発生時等の緊急時において、甘楽町商工会と甘楽町それぞれによる個別対応にとどまっており、協力体制の重要性に関する具体的な連携体制が整備されていない。加えて、当会と当町ともに BCP を策定しているものの、組織内の職員間による情報共有が十分になされているとは言えず、周知不足となっている。さらに、保険・共済業務については、特定の担当者のみが簡易的な説明を行える程度となっている。

また、感染症対策において、地区内の小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないためのルール作りや、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生用品の備蓄、資金確保のための保険の必要性を周知することができていない。

地区内の小規模事業者に対する感染症対策も含めた自然災害等への事前対応に関する啓蒙活動の推進と強化が課題である。

### III目標

- ①防災に関するセミナーや会報によって、地区内小規模事業者が自然災害リスクや感染症等リスクの把握および事前対策の必要性を認識するための啓蒙・周知活動を行う。
- ②地区内小規模事業者に対する事業継続力強化計画や事業継続計画の策定支援を強化する。
- ③自然災害等の発生時における連絡体制を円滑に行うため、甘楽町と甘楽町商工会との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ④自然災害の発生後速やかに復興支援策が行えるよう、また、地域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から強化する。

#### ※その他

上記内容に変更が生じた際には、速やかに群馬県へ報告を行う。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### <1. 事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・経営指導員による巡回時に、甘楽町ハザードマップや地震ハザードステーション（J-SHIS）等を用いて事業所立地場所の自然災害等の発生リスクを把握・確認する。また、自然災害発生時の影響を軽減させるための取り組みや事前対策について、商工会員事業所向けの保険制度パンフレットを用いた情報提供および啓蒙を行う。
- ・商工会報や甘楽町広報、ホームページにおいて、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険・共済保険の概要、事業継続力強化に積極的に取り組む小規模事業者等の紹介を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業継続の取組に関する専門家を招聘し、普及啓発セミナーを実施する。
- ・事業者BCP（事業継続力強化計画を含む）の策定による実効性の高い取組を推進し、効果的な訓練等に関する指導及び助言を行う。BCPの策定にあたっては、専門家の協力を得ながら経営指導員がサポートを行う。
- ・新型ウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がるよう、情報発信だけにとどまらず、経営指導員が巡回時に現場での直接指導を行う。
- ・専門家によるセミナーを通じて、小規模事業者に対し、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策を提供する。

2) 甘楽町商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は平成30年、「事業継続計画」を策定（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・事業継続計画（事業継続力強化計画）策定に精通した専門家との連携を強化し、地域内小規模事業者を対象にした普及啓発セミナーや、保険・融資制度の説明を行う。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介を実施する。
- ・群馬県商工会連合会にて連携する支援機関に対して、事業継続力強化のための普及啓発ポスター掲示依頼、共催によるセミナーを開催する。

4) フォローアップ

- ・地域内小規模事業者の事業継続計画や事業継続力強化計画の策定・認定状況をアンケートまたは聞き取り調査によって確認する。
- ・（仮称）甘楽町事業継続力強化支援協議会（構成員：甘楽町商工会、甘楽町）を開催し、取り組み状況に関する情報共有や今後の連携体制の改善について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（台風の場合は令和元年台風19号、地震の場合は東日本大震災と同規模）が発生

したと仮定し、甘楽町との連絡ルートの確認を行う（訓練は1年に1回以上実施する）。

## < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命を最優先とし、当会職員と地域住民を守る。そのうえで、下記の手順で地域内の被害状況を把握し、甘楽町などの関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・自然災害発災直後、速やかに次の順位によって当会職員の安否確認を行う。
  - 順位1. 携帯メール一斉発信による安否確認
  - 順位2. 未回答者に対して1時間後、携帯メール一斉配信による安否確認（2回目）
  - 順位3. 未回答者に対して、携帯電話・自宅電話・緊急電話連絡
  - 順位4. 未回答者に対して1日後、自宅訪問（訪問可能な場合とし夜間は実施しない）
  - 順位5. 未確認者に対して、避難所訪問（可能な限り実施）
- ・安否情報と業務従事の可否、被害情報を当会と当町、群馬県商工会連合会で共有する。
- ・国内感染者発生後には、当会職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがいの徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、甘楽町における感染症対策本部設置に基づく当会による感染症対策を行う。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・当会職員が電話や現地訪問により被害状況を確認し、とりまとめたうえで、速やかに甘楽町および群馬県商工会連合会と情報共有を行う。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

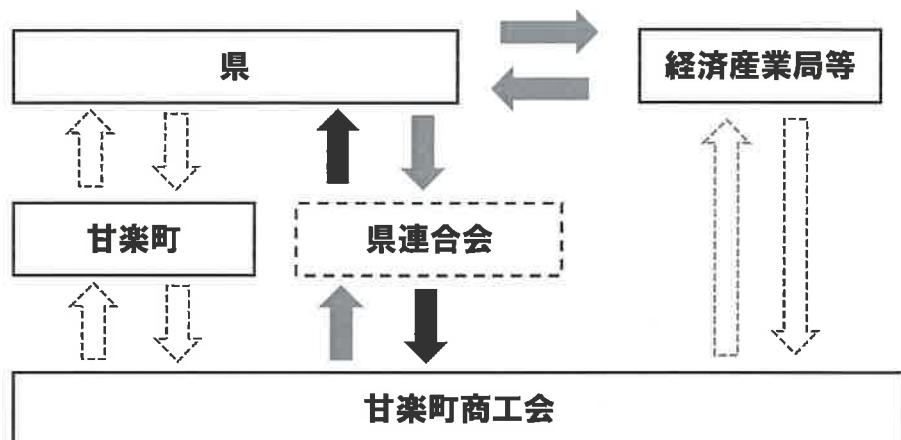
- ・本計画により、当会と当町、群馬県商工会連合会は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災直後～	1日に2回共有する（午前・午後）
発災後～1週間	1日に1回共有する（午前）
2週間～1ヶ月	1週間に1回程度共有する
1ヶ月以降	適時、共有する

#### <3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の商工業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、甘楽町の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決めておく。
- ・当会と甘楽町と情報共有した上で、当会が群馬県商工会連合会へ報告し、群馬県商工会連合会が群馬県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を、当会が群馬県商工会連合会へ報告し、群馬県商工会連合会が群馬県へ報告する。

(連絡ルート)



※塗りつぶしの矢印を主たる情報収集・共有ルートとして記載。

#### <4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・甘楽町と相談窓口の開設方法について相談し、安全性が確認された場所において相談窓口を開設する。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や群馬県、甘楽町、日本政策公庫等の施策)について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設を行う。

#### <5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・国、群馬県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受け取る場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を群馬県商工会連合会に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

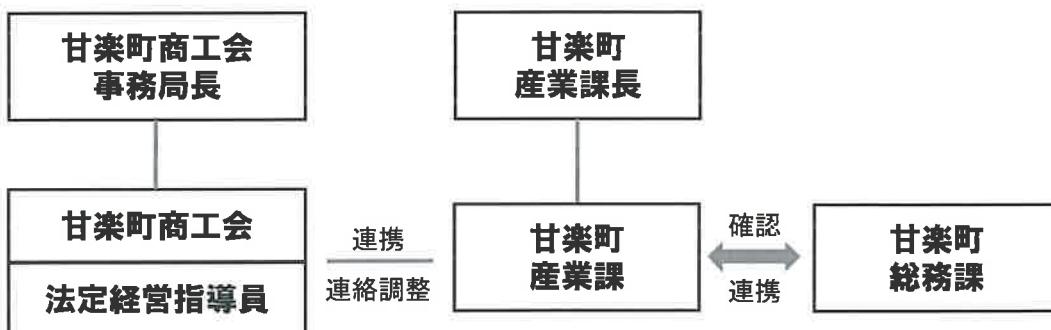
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年3月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 斎藤 修 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

甘楽町商工会

〒370-2202 甘楽郡甘楽町小幡183

TEL:0274-74-3311 / FAX:0274-74-6422 E-mail: daihyo@kanra-s.or.jp

②関係市町村

甘楽町 産業課商工観光係

〒370-2292 甘楽郡甘楽町大字小幡161-1

TEL: 0274-74-3131 / FAX: 0274-74-5813 E-mail: kankou@town.kanra.lg.jp

(4) 被害情報等報告先

群馬県産業経済部経営支援課

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

TEL: 027-226-3320 / FAX: 027-223-7875

E-mail: keieika@pref.gunma.lg.jp

報告にあたっては、収集情報の取りまとめ等が容易なメールを第一に利用する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表3)

## 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・チラシ作製費	50	50	50	50	50
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・その他経費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

## 調達方法

会費収入、甘楽町補助金、県補助金、事業収入、等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
綿貫有二中小企業診断士事務所 代表 綿貫有二 〒135-0004 東京都江東区森下 3-19-19-703
連携して実施する事業の内容
①専門家セミナーの開催（災害リスクの周知） ②事業者 B C P（事業継続力強化計画を含む）の策定支援
連携して事業を実施する者の役割
①セミナー講師の派遣 ・小規模事業者に対し、災害リスク及び事前対策の必要性を認識してもらい、事業継続計画へ向けた取組や対策を強化することができる。  ②事業者 B C P（事業継続力強化計画を含む）の策定支援及びフォローアップ ・経営指導時に連携して、B C P（事業継続力強化計画を含む）の策定を支援し、効果的な訓練等に関する指導及び助言を行うことで、実践力を高めることができる。
連携体制図等
